

防府市成年後見センター事業実施要綱

令和３年３月２２日制定

(趣旨)

第１条 この要綱は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重し擁護することにより、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図るため、防府市成年後見センター（以下「センター」という。）を設置し、センターが実施する事業（以下「事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第２条 この事業の実施主体は、防府市とする。

２ 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができる」と認める事業者（法人格を有する者に限る。）に委託することができる。

(事業内容)

第３条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (１) 成年後見制度の利用に関する相談及び利用支援に関すること
- (２) 成年後見制度の広報及び啓発に関すること
- (３) 市民後見人の養成・登録及び活動支援に関すること
- (４) 家庭裁判所からの依頼による成年後見人候補者の推薦（以下「受任調整」という。）に関すること
- (５) 受任調整会議に関すること
- (６) 成年後見制度に関わる関係機関等との連携
- (７) その他センターの設置及び運営に関し必要な業務

(対象者)

第４条 この事業の対象者は、防府市在住又はこれに準ずる者とする。

(業務日及び業務時間)

第５条 センターの業務日及び業務時間は、祝日及び１２月２９日から

1月3日までを除く、毎週月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(運営協議会)

第6条 この事業の実施及びセンターの運営に関し円滑な運営を図るため、運営協議会を設置する。

2 運営協議会に関する事項は別に定める。

(記録及び保存)

第7条 この事業を実施する者（以下「実施者」という。）は、センターに相談があった内容について記録し、相談受付台帳を整備し適切に管理する。

2 実施者は、継続的に支援する者について、必要に応じて個別支援計画及び支援記録を作成するとともに、利用者台帳を整備し適切に管理する。

3 実施者は、前2項に規定する記録を最後に記入した日の属する年度の最後の日から5年間保存するものとする。

(報告等)

第8条 市長は、この事業の適正な実施を図るため、必要があると認めるときは、実施者に対し、報告、若しくは文書その他物件の提出・提示を求め、又は関係者に対しての質問、若しくは事業所等に立ち入り帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の質問又は検査を行う場合においては、これを行う職員はその身分を示す証明書を携帯し、当該実施者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 この事業の実施に携わる者は、業務上知り得た個人情報を業務目的外で他に漏らしてはならない。その職又は活動を退いた後においても、同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。